

第4章 緑と水辺の将来像と基本方針

4-1 緑と水辺の基本理念

本市の緑と水辺の保全、創出、活用にあたっては、次の基本理念に基づき進めていきます。

環境と共生したまちづくりにつなげる

- ・小笠山・栗ヶ岳、遠州灘海岸等の自然環境保全、河川の水質や小動物の保全、市街地内の環境向上のための緑化の推進、再生可能エネルギーとしてのバイオマスの活用等、環境日本一を目指す掛川市に相応しい、緑と水辺の保全、創出、活用を進めていきます。

文化の香り高い市域の形成につなげる

- ・本市の特徴的なため池と谷田、あるいは寺社を取り囲む鎮守の森など、趣きのある歴史、文化と関わる緑と水辺について、これらの特性を活かした保全と活用を進め、全市的に文化の香り高い都市づくりに繋げていきます。

安心・安全な暮らしにつなげる

- ・水源かん養や津波エネルギーの減衰、土砂災害や塩害、火災の延焼の防止、避難路の確保など、緑の持つ防災機能が十分発揮するよう、効果的に活用するとともに、防犯や事故防止に配慮した緑と水辺の適切な維持管理を進め、市民の安心・安全な暮らしに繋げていきます。

効率的かつ効果的な都市経営につなげる

- ・現行の公園・緑地整備計画を見直すとともに、既存の公園や街路樹などの改修・改善、既存の公共空間の緑化の推進、民地の緑化の誘導など、既存ストックを活用した緑地確保を進め、効率的かつ効果的な都市経営に繋げていきます。

市民・事業者・行政の協働によって推進する

- ・既存の自然や公園・緑地の維持管理、あるいは新たな緑の創出などについて、市民・事業者の力が必要なことから、市民・事業者・行政の協働による緑と水辺の保全、創出、活用が推進されるよう、新たな仕組みの構築、体制整備などを進めます。

4-2 緑と水の将来像

1) 将来像テーマ

本市の緑と水辺の保全、創出、活用は、緑と水辺の基本理念を踏まえ、次のような将来像のテーマを掲げて進めていきます。

次世代につなげる、ふるさと掛川の緑と水辺 ～山・里・街・浜に緑と水辺が映えるまち 掛川～

本市の北部の山地は、南アルプスから連なる山々で形成されており、水源、あるいは木材生産の場、動植物の生活の場、市民の憩いの場等、美しく豊かな緑を市民に提供しつつ、多様な機能を持つ貴重な緑地空間です。

また、これらの山際の平野部には、茶畑や水田、ため池、谷田が形成され、独自の文化を呈する空間として、現在まで残されています。

市街地においては、都市にうるおいを与える街路樹や公園等が計画的かつ豊富に配置され、市民に安らぎとうるおいを提供しています。また、旧東海道の松並木や古木、巨木等も残されており、市内の様々な場所で歴史的、文化的な雰囲気醸し出しています。

南部においては、遠州灘の砂浜や斜め海岸林、砂地畑など、古くから美しい自然と人々が共生してきた姿が見られ、本市固有の緑と水辺のあり方として現在まで継承されています。

このような「山・里・街・浜」という美しく多様な価値を備えた緑と水辺を、先人たちの意思を受け継ぎつつ、さらに魅力を高めるよう、市民・事業者・行政が共に守り育てていく必要があります。そして、本市に関わる全ての者が、掛川を「ふるさと」として誇りを持つことを目指していきます。

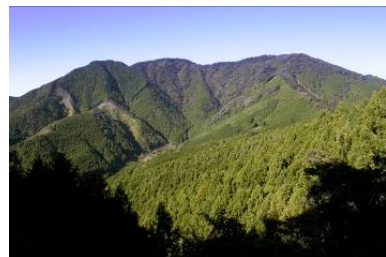
2) 市域を構成する緑と水辺の将来像

現況調査の結果に基づき、市域を「もり」、「さと」、「まち」の3つのゾーンに分類するとともに、ゾーン内に配置される「緑と水辺の拠点」、あるいはこの拠点を繋ぐ「緑と水辺のネットワーク」を位置づけ、それぞれについて、将来の緑と水辺の保全、整備、活用のイメージを示します。

今後は、このイメージの実現を目指し、各種施策を推進します。

(1) もりのゾーン

- ・市北部の山間部や小笠山一帯に広がる「もりのゾーン」では、森林をはじめとする自然環境が有する、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健・レクリエーションの場の提供など、多面的機能が適切に保全されています。
- ・木材生産など経済的機能の低迷によって資源の管理水準の低下が懸念されていましたが、バイオマスエネルギーの活用や新たな制度の導入、レクリエーション、環境学習・自然体験学習の場など親しめる空間としての活用を図ること等により、新たな自然と人との共生の形が構築されています。



(2) さとのゾーン

〔里山〕

- ・市街地周辺の平坦部や丘陵部の農用地、遠州灘海岸周辺部一帯に広がる「さとのゾーン（里山）」では、農村が有する多面的機能や自然資源が適切に保全されています。
- ・茶畑やため池、谷田、砂地農業をはじめとした特色ある農地などが経済的機能を発揮しつつ、自然と人が織り成す地域固有のふるさとの風景が適切に保全され、継承されています。
- ・レクリエーションや環境学習、自然体験学習の場など親しめる空間としての活用を図ることにより、郷土愛や誇りが育まれています。



〔里浜〕

- ・御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている遠州灘海岸周辺部一帯に広がる「さとのゾーン（里浜）」では、遠州灘海岸の有する多面的機能と貴重な自然資源が適切に保全されています。
- ・良好な自然環境と白砂青松の美しい海浜景観が継承されており、海岸背後の樹木は、津波や強風に対する減災機能を持つ防災林等として機能を果し、人々の生活を守っています。
- ・海岸部特有の生態系が形成され、アカウミガメやコアジサシ等希少野生動植物の生育地になっています。スポーツやレジャーの場として活用されるとともに、子ガメの放流など環境保全活動が展開されています。



(3) まちのゾーン

〔中心市街地〕

- ・ JR掛川駅を中心に市の中央部に広がる「まち（中心市街地）のゾーン」では、点在する寺社林や樹林地が、自然度の高い貴重な緑地として適切に保全されています。
- ・ 緑の精神回廊や官公庁周辺の緑化などにより、ゆとりとうるおい、楽しみが感じられる中心市街地景観が形成されています。
- ・ 住区基幹公園及び都市基幹公園などは、誰もが利用しやすいように改善されており、人が集い、にぎわいを生む、地域コミュニティの核を形成しているほか、寺社やオープンスペース、屋敷林・生垣、路地や庭先の植栽などが日常的な緑として地域の人に親しまれています。
- ・ 街路樹等をはじめとした公共施設の緑について、地域の人々の合意に基づき維持管理されています。
- ・ 建築物が密集する中心市街地内の緑と水辺は、延焼を防止する防火帯や避難地としての役割を果たします。



〔田園市街地〕

- ・ 市南部に形成された大東・大須賀の市街地一帯の「まち（田園市街地）ゾーン」では、屋敷林や生垣、路地や庭先の植栽などが充実しうるおいのある居住環境が形成されています。
- ・ 平坦な地形と東西に広がる既成市街地を活かしながら、暮らしに必要な都市機能と自然景観に恵まれた田園機能との調和が図られています。
- ・ 周囲に広がる茶畑や谷田、砂地農業をはじめとした地域に固有な自然景観を保全しつつ、産業やレクリエーションにも活用されています。



(4) 緑と水辺の拠点

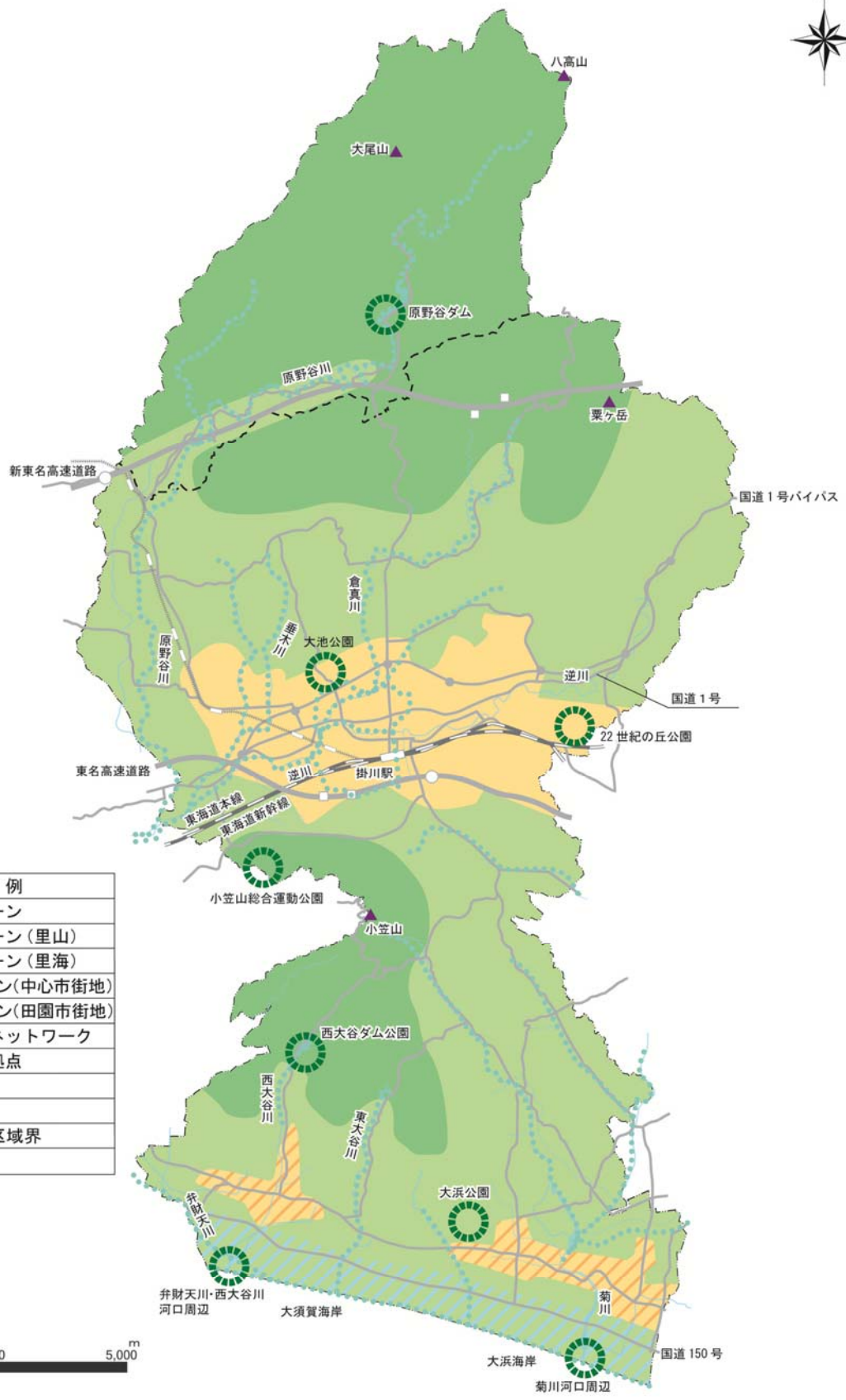
- ・ 規模の大きな都市公園や自然公園、歴史・文化的な場所、交通の結節点など人々が集い交流する緑の拠点は、保全・創出・整備によりその機能の充実が図られています。
- ・ 掛川城公園、高天神城址や大須賀横須賀城跡の周辺の緑地は、地域の個性を形成するシンボリックな緑地として保全・整備が行われています。



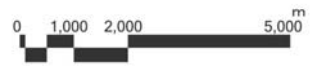
(5) 緑と水辺のネットワーク

- ・ 各ゾーンや拠点をつなぎ、市内の緑が有する機能が効果的に発揮されるようなネットワークを形成しています。
- ・ 生活の中にあるおいをもたらす身近な緑と水辺の保全と整備が推進され、これらがネットワークを形成しています。
- ・ 河川や丘陵を根幹として、施設緑地及び地域制緑地を相互に結ぶ緑が形成されています。





凡 例	
	もりのゾーン
	さとのゾーン(里山)
	さとのゾーン(里海)
	まちのゾーン(中心市街地)
	まちのゾーン(田園市街地)
	水と緑のネットワーク
	水と緑の拠点
	エリア
	主要道路
	都市計画区域界
	市境



4-3 基本方針

基本理念を踏まえつつ、緑と水辺の将来像を実現するために、次のような5つの基本方針を掲げるとともに、各基本方針に基づく施策展開の方向性を示します。

【1】 まもる緑 ～良好な緑と水辺を保全します～

北部山間地や小笠山丘陵地などの緑豊かな森林資源をはじめ、市内を流れる多くの河川やため池、遠州灘海岸などのうるおいのある水資源などは、優れた自然環境の基盤を形成するとともに、都市環境の緩和、生物多様性の保全、レクリエーション、防災、景観など様々な機能の中核をなすものであり、貴重な資源として適切に保全します。

市街地や既存集落地等を取り巻く丘陵地や里山、樹林地等については、うるおいのある住環境を創出する身近な緑地として保全するとともに、適切な維持管理により、身近な動植物の生息環境の保全を図ります。

遠州灘海岸の砂地畑、原野谷川や牛淵川などの河川周辺、とうもんの里周辺などに広がる一団の優良水田地、丘陵地の茶畑等は、本市を「田園都市」として印象づける重要な自然景観であるため、積極的な保全を図ります。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 骨格となる緑地の保全
- 市街地を囲む農地の保全
- 身近な緑と水辺の保全
- 緑と水辺の保全に配慮した開発の誘導



【2】 つくる緑 ～うるおいや安らぎの拠点をつくります～

地域での暮らしにうるおいや安らぎを感じることができるように、また地域コミュニティの一層の充実を図るため、公園・広場の整備や、親しみやすい水辺空間の整備等を進めます。

市街地や既存集落地等に存在する天然記念物や大木、鎮守の森などの貴重な緑地、河川やため池等の水辺、公園などを緑道や自転車道でネットワークすることにより、身近に緑と水辺を楽しみ、ふれあいながら散策できる環境を創出します。

住宅を主体とする市街地においては、ゆとりとうるおいのある景観を創出するため、オープンスペースの確保や緑化の推進などを図ります。また、各種法制度などによる緑と水辺の創出を推進します。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 公園等の拠点の整備
- 緑化の推進
- 水辺環境の創出・維持
- 緑と水辺のネットワークの形成



【3】みなおす緑 ～時代のニーズに即した新しい緑のあり方を模索します～

厳しい経済情勢の中、市域の緑と水辺の保全、創出、維持管理等について、より効率的で効果的なあり方や、コスト削減を意識した見直しが課題となっています。新規公園の整備や街路樹等の維持管理等について、既存公園の利活用や再整備、維持管理の省力化、外部との協働の検討など、新たなあり方を提示していくことが求められます。

一方で、緑と水辺は人々の心を明るく豊かにし、希薄になりつつあるコミュニティの強化や再生などの効果も期待されるため、単なる合理化やコストの削減のみが安易に実施されるべきではありません。長期的な視点で周辺住民の意向に配慮しながら見直しを図ることが必要です。

また、東日本大震災以降、地域の防災・減災への取り組みが課題となっています。海岸防災林などの緑地による津波エネルギーの減衰効果、市街地内の緑と水辺による延焼防止や避難地・避難路の確保機能などに配慮し、防災・減災の視点から地域の緑と水辺のあり方を見直していきます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 緑と水辺の公園的機能の強化・創出
- 街路樹等公共的緑の維持・管理
- 緑と水辺の防災・防犯機能の向上
- 緑と水辺を活かす各種計画・制度の検討



【4】 つどう緑 ～交流人口の増加に寄与する魅力づくりを進めます～

市内の緑と水辺がレクリエーションの拠点として、市内はもちろんのこと市外からの交流人口の増加に寄与するような魅力づくりを推進します。

骨格を形成する北部山間地や小笠山丘陵地、遠州灘海岸、身近な緑と水辺である里山や樹林地などは、自然とのふれあいの場、憩いの場として活用を図ります。

都市基幹公園やレクリエーション施設等においては、観光客等との交流によるにぎわいづくりを推進します。また、住宅地などでは、住区基幹公園やオープンスペース、沿道の緑などが地域住民のコミュニケーションの核として機能するような取り組みを検討します。

また、イベントや学習会などの開催により、つどう緑の機能の強化を図ります。特に、南部の海岸防災林は、防災機能だけでなく、観光客や地元住民、子ども等がつどう場として活用していきます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- レクリエーションの拠点づくり
- オープンスペースや未利用地を利用したコミュニティガーデンの形成
- 環境教育・グリーンツーリズムなどの推進
- イベントや学習会等の開催



【5】はぐくむ緑 ～様々な主体の協働により緑をはぐくみます～

北部山間地や小笠山丘陵地などの森林資源、河川やため池、遠州灘海岸などの水資源などは、市民団体やNPO等との連携のもと、適切な維持・管理が行われる仕組みの構築を図ります。市街地内の公園や街路樹の維持・管理について、近隣住民や自治会、NPO等外部団体との協働を検討します。

また、多くの市民が緑と水辺の機能や効能についての理解を深め、意識の向上を図る取り組みを推進します。さらに、将来的に地域の緑化活動などにおいて中心的役割を担える人材の育成に努めます。

【基本方針に基づく施策の方向性】

- 緑と水辺に関する普及・啓発
- 担い手の育成
- 協働による維持管理体制の構築



4-4 配置方針

基本理念を踏まえつつ、緑と水辺の将来像を実現するために、緑と水辺がもつ機能を十分に果たすことが望めます。緑地が持つ4つの機能に着目し、本市の緑と水辺が十分な機能を果たすよう、次のような方針に即して適切な配置を進めます。

1) 環境保全系統の配置方針

小笠山丘陵地、遠州灘海岸沿岸、掛川市北部の山間地などの樹林地や市街地・集落地の背景となっている斜面樹林地、また、都市におけるオープンスペースとなっている緑の精神回廊のほか、一級河川菊川、二級河川逆川、弁財天川等の河川空間を都市の骨格を形成する緑地として保全を図ります。特に、県立自然公園に指定されている遠州灘海岸、高天神城跡、大浜公園周辺については、貴重な自然緑地としての保全を図ります。

市街地内及び集落地周辺に点在する寺社林や樹林地は、貴重な緑地でもあり保全に努めます。また、集落地で見られる屋敷林や生垣等についても、地域の環境保全に寄与する重要な緑地として保全を図ります。

これらの配置にあたっては、生物多様性に配慮して推進し、エコロジカルネットワークの形成に努めます。

2) レクリエーション系統の配置方針

住区基幹公園及び都市基幹公園を中心に、寺社等を日常的なレクリエーションの場として位置づけ、配置します。また、市街地内を流れる河川・ため池についても、運動等のレクリエーションの場や安らぎやうるおいを与える場として位置づけ、親水化等の整備を図ります。

特色ある自然資源の小笠山丘陵地、遠州灘海岸、一級河川菊川、牛渕川、二級河川原野谷川、弁財天川等のまとまって残る緑地空間や小笠山総合運動公園は、レクリエーション利用が可能であり、保全を基本としながら活用を図ります。また、観光農園等の農地についてもレクリエーション緑地として保全・活用を図ります。

河川や丘陵を根幹として、施設緑地及び地域制緑地を相互に結ぶ緑のネットワークを形成します。市街地内では主に河川空間を軸として、緑道、緑豊かな歴史・文化的資源、公園・緑地といった施設的な緑地、あるいは市街地周辺部の自然的緑地とのネットワーク化を進めます。

3) 防災系統の配置方針

地震災害時に身近な避難地・避難路として機能する公園・緑地、道路、河川等を計画的に配置します。特に、密度の高い既成市街地では、緑の精神回廊を中心に緑地等のネットワーク化を推進します。

海岸沿いでは、津波や強風等の減災効果が期待される海岸防災林の保全と再生に努め、人々の暮らしを守ります。

土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林区域における土砂災害や低地部の浸水被害等を防止するため、市街地に近接する斜面樹林地、市街地内を流下する河川の上流部における樹林地や茶畑、洪水調整機能を有する市街地周辺の大規模水田などの保全を図ります。

工業地や住居地区と工業地区が隣接する地区においては、工場敷地内の緑化を推進し、就業環境の向上及び地域環境の改善を図ります。広域幹線道路沿いにおいては、交通公害、騒音公害等の緩衝緑地を適切に配置します。

また、公園緑地は、東日本大震災後の国土交通省の調査によって、津波災害の軽減機能があるとされていることから、静岡県第4次津波被害想定を基に、津波被害が大きくなる地域を抽出し、公園、緑地の整備について検討を進めます。

4) 景観構成システムの配置方針

掛川城公園、高天神城址や横須賀城跡の周辺の緑地等は、地域の個性を形成するシンボリックな緑地として保全を図ります。

段丘斜面の緑地や掛川市北部の山間地の樹林地、主な河川とその周辺の緑地については、市街地の背景や外縁部を構成する自然景観となっていることから、市街地からの眺望に留意した保全を図ります。

また、段丘斜面に広がる茶畑景観や平野部の田園景観及び遠州灘海岸の海岸景観についても、当該圏域の特徴となる緑地の景観として保全を図ります。



4-5 緑と水辺のまちづくりの目標

緑と水辺の将来像を実現するための指標として、次のような目標数値を掲げ、数値目標を達成するために適切な施策推進を図ります。

1) 想定人口

本計画の目標年次である平成 47 年度とその中間の平成 37 年度の、想定人口を以下のよう
に定めます。

	平成 37 年度	平成 47 年度
想定人口※	108,400	100,400

※想定人口：国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月推計）より

2) 緑と水辺の目標水準

計画の目標年次である平成 47 年度と中間時点の平成 37 年度における、緑と水辺の目標水
準を以下のよう定めます。

(1) 現在の緑の面積を守ります【まもる緑】

- ・北部山間地や小笠山丘陵地など緑豊かな森林資源、市内を流れる河川やため池、遠州灘
海岸などを保全するため、現状の緑の面積を維持します。

【地域制緑地面積】

現況	平成 37 年	平成 47 年	把握方法
13,700.2ha	現状維持	現状維持	都市計画基礎調査の地域制緑地面積

(2) 誰もが利用しやすい公園にします【つくる緑】

- ・都市公園の整備を行います。

【人口 1 人当たりの都市公園面積】

現況	平成 37 年	平成 47 年	把握方法
15.07㎡	23.18㎡	27.45㎡	都市公園の整備面積/人口
(6.67㎡)	(14.15㎡)	(17.71㎡)	(小笠山総合運動公園を除いた値)

(3) 既存の緑のあり方を検討する住民会議を開催します【みなおす緑】

- ・市域の緑と水辺の保全、創出、維持管理等について、周辺住民の意向に配慮しながら見直しを図ります。

【緑を検討する住民会議（仮）の結成数】

現況	平成 37 年	平成 47 年	把握方法
0	16	32	住民会議（仮）の結成数

(4) 民有地を活用したコミュニティガーデンをつくります【つどう緑】

- ・住宅地における耕作放棄地やオープンスペースなどを地域のコミュニティの核となるコミュニティガーデンとして機能するような取り組みを支援します。

【コミュニティガーデン設置に係る助成金の申請数】

現況	平成 37 年	平成 47 年	把握方法
0	8	16	コミュニティガーデン設置に係るコミュニティ助成事業助成金の申請数

※財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金を想定。

(5) 市内の緑と水辺をはぐくむネットワークを形成します【はぐくむ緑】

- ・市内の環境保全活動を行っている団体のネットワークを強化し、それぞれの活動を有機的に結び付けることによって、緑と水辺をはぐくむ体制を強化させます。

【掛川市エコ・ネットワーキング※への参加団体数】

現況	平成 37 年	平成 47 年	把握方法
17	18	20	掛川市エコ・ネットワーキングへの参加団体数

※環境基本計画目標値：掛川市エコ・ネットワーキング参画環境団体数 22 団体（平成 16 年度）

→30 団体（平成 27 年度）